

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-73 低速走行時側方照射灯</b></p> <p><b>7-73-1 装備要件</b></p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。（保安基準第33条の3第1項関係）</p> <p><b>7-73-2 性能要件</b></p> <p>(1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が規定で定める速度以下の速度で走行している場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、速度、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第122条の2第1項、細目告示第122条の2第2項、細目告示第122条の2第3項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 変速装置を前進の位置に操作している状態にあっては、速度10km/h以下の速度で作動するものであること。</li> <li>② 低速走行時側方照射灯の光度は、500cd以下であること。</li> <li>③ 低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</li> <li>④ 低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。</li> <li>⑤ 低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</li> </ol> <p>(2) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)②から⑤の基準に適合するものとする。（細目告示第122条の2第2項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯</li> <li>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</li> <li>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</li> </ol> <p><b>7-73-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が次に定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第1項関係、細目告示第122条の2第1項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 変速装置を前進の位置に操作している状態にあっては、最高速度15km/h。</li> </ol> <p>(2) 低速走行時側方照射灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第2項関係、細目告示第122条の2第2項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</li> </ol>	<p><b>8-73 低速走行時側方照射灯</b></p> <p><b>8-73-1 装備要件</b></p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。（保安基準第33条の3第1項関係）</p> <p><b>8-73-2 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が次に定める速度以下の速度で走行している場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第200条の2第1項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 変速装置を前進の位置に操作している状態にあっては、最高速度15km/h。</li> </ol> <p>(2) 低速走行時側方照射灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第200条の2第2項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</li> </ol>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>③ 低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条の2第3項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p>	<p>② 低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>③ 低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(3) 低速走行時側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条の2第3項)</p>
<p><b>7-73-2-2 書面等による審査</b></p>	
<p>(1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が7-73-2-1(1)①に定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。(保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第1項関係、細目告示第122条の2第1項関係)</p> <p>(2) 低速走行時側方照射灯であって、明るさに関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、光度が500cd以下であるものは、(1)の基準に適合するものとする。(保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第2項関係、細目告示第122条の2第2項関係)</p> <p>(3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条の2第3項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p>	
<p><b>7-73-3 取付要件(視認等による審査)</b></p>	<p><b>8-73-3 取付要件(視認等による審査)</b></p>
<p>(1) 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。(保安基準第33条の3第3項関係)</p> <p>(2) 低速走行時側方照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の3第3項関係、細目告示第44条の2第4項関係、細目告示第122条の2第4項関係)</p> <p>① 低速走行時側方照射灯の数は、2個以下であること。</p>	<p>(1) 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。(保安基準第33条の3第3項関係)</p> <p>(2) 低速走行時側方照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の3第3項関係、細目告示第200条の2第4項関係)</p> <p>① 低速走行時側方照射灯の数は、2個以下であること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 低速走行時側方照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取付けられていること。</p> <p>③ 低速走行時側方照射灯を、2個備える場合にあっては、車両中心面の両側に1個ずつ取付けられていること。</p> <p>④ 低速走行時側方照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。</p> <p>⑤ 低速走行時側方照射灯は、次のアからウまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。</p> <p>ア 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等においては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が15km/h以下の場合</p> <p>イ 変速装置を後退の位置に操作している場合</p> <p>ウ 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/h以下の場合</p> <p>⑥ 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。</p> <p>⑦ 低速走行時側方照射灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>⑧ 低速走行時側方照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑨ 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-73-2に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。</p> <p>(3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条の2第5項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p>	<p>② 低速走行時側方照射灯を、2個備える場合にあっては、車両中心面の両側に1個ずつ取付けられていること。</p> <p>③ 低速走行時側方照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>④ 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-73-2(2)に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。</p> <p>(3) 低速走行時側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条の2第5項関係)</p>